

小野市災害廃棄物処理計画（案）概要

1 計画策定の背景及び目的（本編 P1）

近年、東日本大震災や豪雨災害などの大規模災害から発生する災害廃棄物について、円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え（方針・体制）や、適正処理の確保に向けた指針・仕組みづくりが課題となっていたが、環境省は、東日本大震災以降、近年の災害における教訓や知見を踏まえて「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月策定、平成 30 年 3 月改定）（以下、「指針」という。）を取りまとめ、地方公共団体に対して本指針に基づいて処理計画や防災訓練計画等を示した災害廃棄物処理計画を策定することを求めている。

このような中、平成 27 年に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正され、兵庫県においても平成 30 年 8 月に「兵庫県災害廃棄物処理計画」（以下、「県計画」という。）を策定するとともに、災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、その処理責任は統括的に市町村にあることから、県内市町に対して災害廃棄物処理計画の策定を指導している。

本市においても、今後発生が予測される大規模地震等の災害により生じた建物被害によるがれき、避難所からのごみ・し尿等の災害廃棄物を円滑に処理するため、小野市地域防災計画を補完し、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や東日本大震災の教訓を踏まえ、市及び市民・事業者の役割、事前準備や発災後の処理体制、分別・リサイクルの方針等、基本的な事項を定めるものとする。

2 計画の位置付け（本編 P2）

本計画は、国の指針に基づき県計画と整合を図りつつ、本市の特性を踏まえた上で、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本的事項を示したものである。また、本市の災害対応全般を示す地域防災計画と一般廃棄物処理に係る実施計画である小野市一般廃棄物処理実施計画を災害廃棄物処理の観点から補完するものである。

3 対象とする災害（本編 P3～4）

本計画で想定する災害については、県計画や市地域防災計画に記載されている地震災害（山崎断層帯（主部南東部・草谷断層））と風水害（加古川の氾濫）を対象とする。

災害種別	最大予想震度	建物被害（棟）			
		全壊棟数	半壊棟数	火災焼失棟数	合計
山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）	7	17,013	7,033	10	24,056

災害種別	建物被害（棟）				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
加古川の氾濫	9,923	606	1,729	1,314	13,572

表 地震及び風水害による被害想定

4 対象とする災害廃棄物（本編 P5）

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震や水害等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（災害ごみ及びし尿）とし、以下のとおり区分する。

発生区分	廃棄物の種類
地震や水害等により発生する廃棄物（災害がれき）	可燃物、木くず、畳・布団、不燃物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電、その他家電等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物等、廃自動車等、その他適正処理が困難な廃棄物
被災者・避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

表 災害時に発生する廃棄物の区分

5 市及び市民・事業者の役割（本編 P6～7）

災害時における廃棄物の処理については、廃棄物の発生量が著しく多量になることが想定されることから、円滑かつ迅速に処理するとともに、将来にわたって生じる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別・再利用等によりその減量が図られるよう、市及び市民・事業者は相互に連携を図りながら協力するものとする。

（1）市の役割

<災害発生前>

- 他市町や民間事業者、関係団体等との連携を密にし、災害時の相互応援体制を構築する。
- 平常時より、一般廃棄物処理施設等の保全を行うとともに、災害廃棄物処理に必要な資機材等を備蓄する。
- 簡易トイレ（マンホールトイレ等）の備蓄について、迅速かつ適正に処理する体制を構築する。
- 災害発生時に迅速に対応できるように、研修や訓練等を通じて人材育成を行う。
- 仮置場の候補地の選定を行う。

<災害発生後>

- 災害廃棄物の発生量を推計するとともに、「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、災害時の応急体制を構築する。
- 災害発生時の廃棄物の収集・運搬については、他市町や民間事業者等に支援を要請し、迅速に対応できる体制を構築する。
- 市が主体となり災害廃棄物の処理を行う。
- 仮置場の設置、維持、管理を行う。
- 市民やボランティア、関係団体等に、災害廃棄物の処理方法や分別等の周知・啓発を行う。

（2）市民及び事業者の役割

- 災害発生時に市が発信するごみの分別・排出ルールを順守し、災害廃棄物等の円滑な処理に協力する。
- ごみの野焼きや便乗ごみの排出及び指定場所以外へ排出しない。
- 市が開設する仮置場の開設や運営、ごみの分別・衛生確保に協力する。

6 処理に関する基本方針（本編 P8）

基本方針① 計画的かつ迅速な処理

市民の環境衛生の確保を確実に図るとともに、迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、国や県、民間事業者等と連携のうえ、計画的かつ迅速に処理を行う。仮置場については、自治会等と協力し、地区ごとに一次仮置場を設置することにより、家庭からの円滑な搬出と素早い選別処理に資するものとする。

基本方針② 安全確保・環境への配慮

建築物の解体や災害廃棄物の収集運搬・保管・処理等の作業実施にあたっては、安全性を確保しつつ、大気質、水質、騒音・振動、悪臭等、周辺の生活環境への影響に十分配慮する。また、便乗ごみの排出や不法投棄、野焼きの防止について対策を講じる。

基本方針③ 分別・リサイクルの推進

家庭や解体現場等での災害廃棄物の分別・資源化を推進し、廃棄物の処分負担を極力軽減できるよう取組むとともに、破碎・選別等により、リサイクル可能なものは極力リサイクルを推進することで、最終処分量の低減を図る。

7 災害廃棄物発生量及び処理可能量（本編 P19～23）

（1）地震

地震による災害廃棄物発生量を下表に示す。一般廃棄物処理施設を活用した場合、可燃物の 340.4 千 t、不燃物と焼却灰の 623.8 千 t の処理について広域処理等の検討が必要である。

災害種別	建物解体由来（千 t）						合計
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	その他	
山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）	344.4	646.2	925.7	64.6	86.1	86.1	2,153.1

表 種類別の災害廃棄物発生量【地震】

（2）風水害

風水害による災害廃棄物発生量を下表に示す。一般廃棄物処理施設を活用した場合、可燃物の 184.0 千 t、不燃物と焼却灰の 330.1 千 t の処理について広域処理等の検討が必要である。

災害種別	建物解体由来（千 t）						合計
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	その他	
加古川の氾濫	188.0	352.5	505.2	35.2	47.0	47.0	1,174.9

表 種類別の災害廃棄物発生量【風水害】（建物解体由来のみ）

注：建物解体由来とは、全壊、半壊の災害廃棄物発生量による

8 仮置場（本編 P25～36）

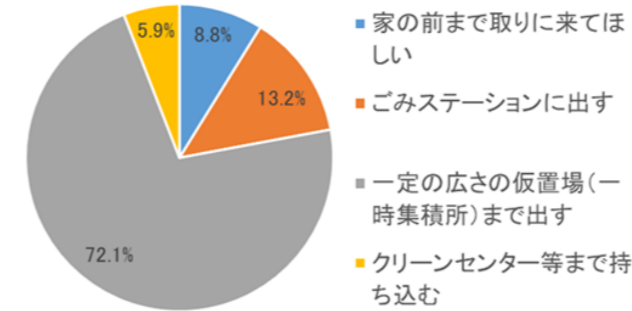
（1）仮置場必要面積

仮置場必要面積は、例えば地震災害のケース 1（災害廃棄物対策指針が示す方法）では 63.4ha 必要であるが、被災建物の解体期間を考慮したケースでは、処理期間が短いパターンの場合に必要な面積が少ない結果となった。

（2）仮置場の検討

市内の粗大ごみ収集で連携している 78 自治会の代表者に対し、一時集積所の設置に関するアンケートを実施した（回答率 80%、令和 3 年 2 月 1 日現在）ところ、大半の自治会長が、大規模災害時のごみは、ごみステーションではなく、一定の広さの仮置場まで出すルールを想定していることが判明した。

先に推計した一次仮置場面積想定に対し、現地調査した 37 ヶ所の粗大ごみ収集会場の面積合計は充足している。発災時には一度にすべての会場を開設するのではなく、災害の規模に応じて、優先順位を付けて必要な一時集積所の開設手続きを進めていくものとする。その開設の根拠資料として、あらかじめ、立地、状況のチェック結果や利用可能面積データ等に基づき、地区内での設置優先順位を定めておく。



立地 〇の個数	判定	状況		合計 〇の個数	判定による 優先順位 (地区ごと)	利用可能 面積(m ²)	面積による 優先順位 (地区ごと)	アンケート による判定 (自治会ごと)	水害の場合
		〇の個数	判定						
5	B	0	C	5	5	399	2	◎	
6	B	3	B	9	1	770	1	◎	
4	B	2	C	6	3	177	5	△	不適
5	B	2	C	7	2	364	3	◎	
4	B	2	C	6	3	300	4	○	

図 自治会アンケート結果（左図）、開設優先順位判定付きの一時集積所候補地一覧（例）（右図）

令和 2 年度現在、市地域防災計画が定める仮置場 3 箇所（小野市万勝寺ストックヤード、山田多目的広場、浄谷野球場）が候補となっている。平時から土地管理者との間で仮置場開設についての協議を毎年行い、候補地としての想定通りに利用できるかどうかの確認を行っておく必要がある。

9 し尿処理（本編 P43～44）

地震の避難者数に対する仮設トイレ必要設置数の検討結果を下表に示す。仮設トイレの必要基数の確保について、市の備蓄数で不足する場合は、民間事業者、応援市町、県を通じた広域的な応援体制で必要基数を確保する。また、仮設トイレを設置した場合には、し尿の収集運搬業者に仮設トイレの設置場所・数量を連絡し、収集を指示する。

災害種別	避難者数 (人)	指針をもとにした 必要設置 基数(基)	仮設トイレ使用人数をもとにした 必要設置数(基)		
			100人/基	75人/基	20人/基
山崎断層帯主部（主部南東部・草谷断層）	29,423	375	294	392	1,471

表 地震による避難者数に対する仮設トイレ必要設置数